

**令和5年度全国高等学校総合体育大会  
第73回全国高等学校スピードスケート競技選手権大会  
医療救護要項**

---

## 1 目的

この医療救護要項は、令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校スピードスケート競技選手権大会に参加する選手・監督、役員、視察員及び報道関係者等の医療及び救護について、基本的事項を定めるものとする。

## 2 方針

令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校スピードスケート競技選手権大会実行委員会（以下、「実行委員会」という）は、医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互連絡調整を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に移行したことに伴い、基本的な感染症の拡大防止について、会場地市及び(公財)日本スケート連盟が示す方針が発出された場合はこれを遵守する。

## 3 救護所の設置

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い必要に応じて救急車を要請し医療機関に移送する。

## 4 救護所以外における医療

- (1) 練習等の場合
  - ・練習時間等において負傷、発病した場合は、監督・引率責任者は競技会場の係員等に申し出、責任を持って対処する。
  - ・救急車の要請が必要な場合は、監督・引率責任者は競技会場の係員に申し出、必要に応じて会場施設管理事務所を通す。
- (2) 宿舎で発病した場合
  - ・監督・引率責任者は、宿舎に申し出るとともに医療機関等へ連絡し、必ず付き添い受診する。
- (3) 実行委員会事務局への連絡
  - ・医療機関を受診した場合は、監督・引率責任者は後刻、傷病の状況を実行委員会事務局に連絡する。

## 5 医療機関での受診方法

・各種健康保険の被保険者等の資格証「健康保険証」を提示して受診する。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

## 6 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意すること。
- (2) 救急車以外の車両を使用し、医療機関を受診する際にかかった交通費は受診者が負担する。
- (3) 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

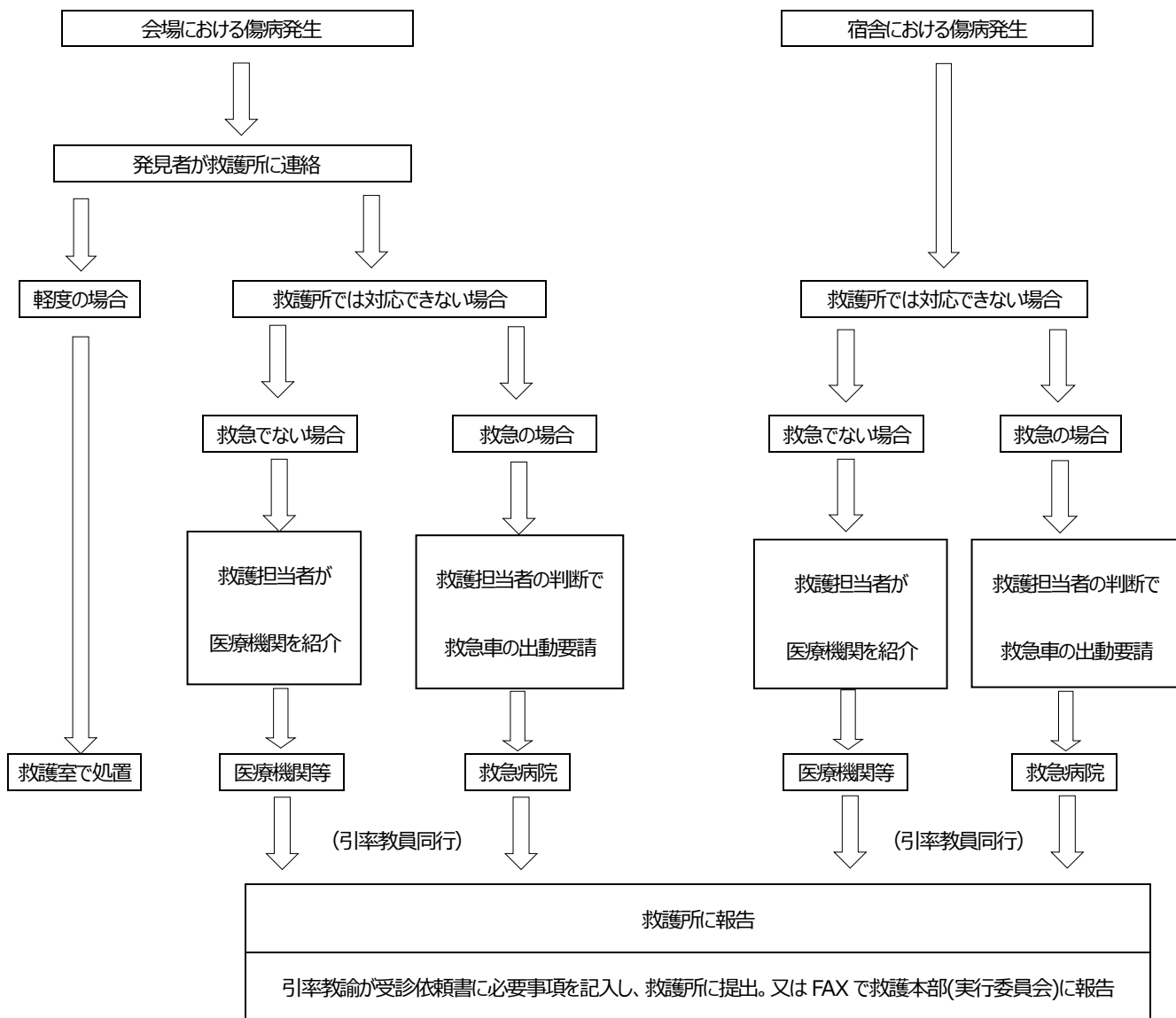
## 7 参加生徒等の健康状況把握について

監督・引率責任者は、引率するすべての参加生徒の健康状況を把握し、救護所や医療機関で医師等に正確に伝えられるようにしておく。（特にアレルギー、心臓疾患、その他既往症の有無等）

## 8 医療機関の案内

- (1) 競技会場では、救護所及び会場係員等が医療機関の紹介をする。
- (2) 宿泊施設では、フロントで最寄りの医療機関を紹介する。
- (3) ぎふ救急ネット
  - ・休日診療の医療機関、救急病院、薬局対応の検索サービスをインターネットで検索できます。
  - ◆URL : <https://www.qq.pref.gifu.lg.jp/qq21/WP0101/RP010101BL>

## 9 医療救護体制



※ 救護所に備え付けてある書類

- 1 受診依頼書
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター提出用
  - (1) 医療の状況等 ①病院用(入院用・入院外用) ② 整骨院用 ③ 調剤用
  - (2) 災害報告書

## 10 その他

大会期間中に起きた傷病については、「(公財)全国高等学校体育連盟傷病見舞金規定」及び「傷病見舞金審査基準に関する申し合わせ事項」を参考にすること。